る者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　装備施設本部長が算定したほ装工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,000点以上（特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は870点以上）であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、沖縄防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。 6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　代表者は、平成10年度以降に航空機を対象としたコンクリート舗装工事（１契約あたり10,000㎡以上）の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、代表者以外の構成員は、平成10年度以降にコンクリート舗装工事（１契約当たり2,000㎡以上（歩道を除く。））の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事で入札説明書に示すものにあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

イ　建設業法のほ装工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　ほ装工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、ほ装工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイにする構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

９　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　共同企業体の名称は、「空自那覇㉕駐機場増設工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品等の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 25 年 10 月 31 日

支出負担行為担当官

国税庁長官官房会計課長　牧田　宗孝

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量

平成26年度マルチベンダー保守等の委託一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成25年11月26日17時30分

⑵　提出先　〒100―8978 東京都千代田区霞が関３－１－１入札説明室（Ｂ東84）（郵送の場合は下記５）

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成25年11月26日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　仕様書案の説明会

⑴　開催日時　平成25年11月12日10時00分

⑵　開催場所　中央合同庁舎第四号館326会議室

５　問い合わせ先　国税庁長官官房会計課契約第一係　戸篠百合子　電話03―3581―4161　内線3659

６　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the products to be required : Consignment of multi-vender Maintenance etc 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 30　26 November 2013.

⑷　Contact point for the notice : Yuriko Toshino Procurement Section, Accounts Division, Commissioner's Secretariat, National Tax Agency, 1―1 Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8978 Japan. TEL 03―3581―4161 ex. 3659

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 25 年 10 月 31 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

契約部長　圖師　修一

◎調達機関番号　601　◎所在地番号　08

〇第 25―1218―１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　借入等件名及び数量　平成26年度複写機等レンタル契約　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成25年11月22日15時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒319―1184 茨城県那珂郡東海村村松４番地49　独立行政法人日本原子力研究開発機構　契約部　契約第１課　電話029―282―1133　内線41032

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成25年10月31日から平成25年11月20日まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　仕様書案の説明会

⑴　開催日時　平成25年11月８日14時00分

⑵　開催場所　〒319―1184 茨城県那珂郡東海村村松４番地49　独立行政法人日本原子力研究開発機構　本部建家１Ｆ会議室１

５　Summary

⑴　Classification of the products to be procured ; 14

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased ; Rental contract such as copiers in 2014 fiscal year, 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 3 : 00 PM, 22 November 2013

⑷　Contact point for the notice ; Contract Section 1, Contract Department, Japan Atomic Energy Agency, 4―49, Muramatsu Tokai-mura Naka-gun Ibaraki-ken 319―1184 Japan. TEL 029―282―1133 ex. 41032